

平成26年3月20日成田市条例第3号

特別職の職員の給与の特例に関する条例

平成26年4月1日から同年6月30日までの間においては、市長及び副市長に対する給料月額（特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第22号）第3条の規定による給料月額をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（失効）

2 この条例は、平成26年6月30日限り、その効力を失う。